

鷗友会在学生支援事業規程

(目的)

第1条 この支援事業は、白鷗大学及び白鷗大学大学院の在对学生に対する支援（以下、「支援」とする。）をその目的とする。

(要件)

第2条 支援の対象は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 白鷗大学学友会に所属する団体（以下、「団体」とする。）
- (2) 在学時に優れた成果及び成績を修めた者又は他の模範となるような活動を行った者または、行おうとする者で、白鷗大学教職員の推薦があった者

(申請)

第3条 支援を受けようとする団体の代表者又は個人は、書面をもって鷗友会事務局へ申請するものとする。

2. 前項の書面は、鷗友会所定の様式とする。
3. 第1項の申請の時期は、原則として支援を受けようとするイベント又は大会の前月末までとする。

(支援額)

第4条 支援の金額は、パンフレット等の協賛金については一団体1万円を上限とし、全国大会等上位の大会に出場した団体に対する支援（以下、「上位大会出場支援」とする。）については、一団体3万円を上限とする。ただし、第2条第2号に掲げる者については、都度理事会にて協議の上決定する。

2. 金銭以外の支援を希望するときは、支援を受けようとする団体の代表者又は個人が、前条の申請時に希望品を鷗友会事務局に申し出るものとする。
3. 前2項の協賛金又は物品の受け渡しについては、申込者と鷗友会の双方で協議の上、決定する。

(支援件数)

第5条 支援の対象となる団体及び個人の件数は、協賛金、上位大会出場支援及び第2条第2号に掲げる者への支援それぞれ年間10件を上限とし、審査によって10件が決定した時点でその年度の申請受付を終了する。

2. 同一年度内に同一団体又は同一人が、複数回の支援を受けることは出来ない。ただし、特別の事情がある場合で理事会の承認を得たときは、この限りでない。

(取材協力)

第6条 支援を受ける団体又は個人は、鷗友会の取材（写真撮影、コメントの収集、アンケートの収集、会報誌掲載原稿）に協力しなければならない。

2. 鷗友会で前項の取材ができない場合は、支援を受ける団体の代表者又は個人が、支援の対象となったイベント又は大会が終了した後、遅滞なく集合写真や会報誌掲載原稿を鷗友会事務局に提出するものとする。
3. 支援を受ける団体又は個人は、前2項の取材又は提出資料について鷗友会の発行物、Webページへ掲載されることを承諾するものとする。

(罰則)

第7条 申請に虚偽があった場合又は、本規程に違反した場合は、即座に支援を取り消し、支援を受けた団体又は個人は、既に支給した協賛金又は物品等を、遅滞なく鷗友会に返還しなければならない。

ない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、鷗友会理事会の議を経なければならない。

附 則 この規程は平成27年1月10日から施行する。

附 則 この規程は平成28年7月16日から施行する。

附 則 この規程は令和元年12月1日から施行する。